

別紙 1

あま市
避難行動要支援者支援システム導入業務仕様書

令和 8 年 5 月
あま市 福祉部 社会福祉課

1. 業務名

あま市避難行動要支援者支援システム導入業務

2. 目的

あま市避難行動要支援者支援システム導入業務（以下「本業務」という。）は、災害対策において大きな課題である、自ら避難することが困難で避難に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援対策に関し、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、避難行動要支援者名簿運用業務の利便性向上及び事務効率化に適したシステム導入を行い、もって、「あま市避難行動要支援者避難支援計画」に定める避難行動要支援者の避難支援体制の整備促進を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. 業務の実施

- 4.1 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- 4.2 受注者は、本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- 4.3 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- 4.4 受注者は、発注者に対して、定期的に本業務の進捗に関する報告を行うこと。
- 4.5 本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- 4.6 本業務の一部を再委託する場合、受注者は発注者にあらかじめ書面による承認を受けること。
- 4.7 本業務の実施過程において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

5. 業務の着手

受注者は、契約締結後30日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において着手とは、担当職員が本業務の実施のため受注者の開発責任者及び現場責任者との打合せを開始することをいう。

6. 業務の内容

6.1 概要

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき作成する避難行動要支援者名簿を管理するシステムと汎用性の高い地図情報システムとの一体的な運用ができるシステムと、その運用に必要なソフトウェア・ハードウェア並びに周辺機器の導入及

び設定作業を一括して発注するものである。

6.2 納期

納品期限	令和9年1月6日（水）
本稼働	令和9年1月7日（木）

7. 導入システムの基本要件及び要求仕様

7.1 導入システム基本要件

- 7.1.1 本システムの安定稼働を確保するため、十分な導入実績を有し、高い安定性と信頼性を備えたソフトウェアであること。
- 7.1.2 専門的な知識を持たない職員でも操作できるよう、画面構成や操作手順の統一性に優れ、かつ柔軟な検索機能を備えたシステムであること。
- 7.1.3 データを一元的に管理し、本市の市内ネットワーク環境（LAN 等）において、複数の端末から円滑に利用可能なシステムであること。
- 7.1.4 本システム稼働用のサーバ機器を新規に調達し、システム利用端末は本市の既存パソコン2台利用すること。
- 7.1.5 本市の既存パソコン2台のうち1台は、BCP（業務継続計画）対策として、本庁舎の被災や電源喪失等によるシステム停止時に備え、必要なデータを緊急時用ノートパソコンに取り込み、オフライン環境下でも業務を継続（データの検索・閲覧等）できる機能を備えること。なお、当該ノートパソコンは、平常時には通常のシステム利用端末として活用できるものであること。

7.2 導入システム機能要件

- 7.2.1 「システム機能要件一覧表（別紙2）」を参照すること。
- 7.2.2 本事業では、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の所在を特定する必要があること、また、民生児童委員や地域支援者が地域活動において詳細な住宅地図情報（表札情報等）を活用するため、本システムと連携する地理情報システムは、ゼンリン社の電子住宅地図「ZMap-Town II」（または同等品）を採用すること。併せて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のリスク情報を重ねて表示するため、本市が提供するハザードマップ（シェープファイル形式）、または国や県が公開しているハザード情報のオープンデータ（シェープファイル形式）を取り込み、地図上で可視化できる機能を備えること。さらに、取り込んだハザードマップデータ上の危険区域、および地図上で任意に指定した範囲内に居住する要支援者をシステム上で抽出し、対象者リストを作成できる機能を備えること。

7.3 マスタデータ設定/既存データ移行

- 7.3.1 民生児童委員や自治会等のマスタ情報を登録すること。ただし、地図上への担

当エリア等の作図（領域設定）については、登録の対象外とする。

- 7.3.2 データ移行は、本市が提供する現行システムから出力された CSV 形式のデータを用いて行うものとする。ただし、新システムへの移行が困難な項目等については、技術的な可否や代替措置（別ファイルでの保管等）を含めて本市と協議の上、決定するものとする。
- 7.3.3 データ移行に際しては、データ精度の確保を最優先とし、不要データや不整合データ（入力不備等）の検知・洗い出しを確実に行うこと。また、発見された不備データ等については、効率的な整理・削除及び修正方法について解決策を提案すること。
- 7.3.4 データ移行完了後は、本市担当者の検査（確認作業）を受け、承認を得るものとする。
- 7.3.5 データの取り扱いには十分注意し、効率的かつ確実に登録・移行作業を行うこと。なお、本事業に係るデータ（紙、電子記録媒体問わず）の片外持ち出しは一切行わないこと。

7.4 データ連携

- 7.4.1 定期的に、本市の住民基本情報システムから抽出した住民情報（宛名番号、氏名、性別、生年月日、住所等） CSV データを取り込み、本システム内の名簿情報を更新することができること。
- 7.4.2 定期的に、本市の要介護認定情報、障がい者情報等の福祉関連事業システムから抽出した CSV データを取り込み、本システム内の情報を更新することができること。
- 7.4.3 本市の避難行動要支援者要件に該当する者を、取り込んだデータから自動的に抽出し、名簿登録者として台帳情報及び一覧表情報を更新することができること。この際、本市職員による名寄せ作業等は不要とすること。

7.5 安全対策

- 7.5.1 職員の認証は、ユーザーID およびパスワードの組み合わせ、もしくは同等以上の強固な認証方式によって行うものであること。
- 7.5.2 職員ごとに権限を設定し、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できること。これにより、権限のない操作や不正アクセスからデータを保護できる仕組みであること。
- 7.5.3 第三者による情報の閲覧や印刷等を防止するためのセキュリティ対策を講じること。また、データ入力や閲覧等の操作履歴（ログ）を記録・保存し、必要に応じて確認できる仕組みを有すること。
- 7.5.4 パスワードを定期的に変更できる機能を有すること。

7.6 障害対策

- 7.6.1 システム障害発生時においても、業務への影響を最小限に抑える対策により業務の継続性を確保すること。また、万が一の停止時には、バックアップデータ等を用いて速やかに復旧できる仕組みを有すること。

7.7 運用保守及び保守内容

- 7.7.1 システムの運用やトラブル発生時の対応について、本業務受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ハードウェア、ミドルウェア等を含めた包括的な保守を行うこと。
- 7.7.2 導入するパッケージシステム、ハードウェア、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、システム、本事業の制度、ハードウェア等に精通した者であること。
- 7.7.3 システムが円滑に運用できるよう、本市職員に対して基礎教育及び操作研修を行うこと。また、職員の異動等により再度操作研修等が必要となった際には、別途締結する保守契約の範囲内でこれに対応すること。
- 7.7.4 システム運用時及び契約終了時に、本市より求められた際には、システムが利用するデータベースから、その全部または一部を CSV 形式等の汎用的なデータで抽出し、本市に提供すること。なお、本作業は保守の範囲内で実施すること。
- 7.7.5 年 2 回以上（6 か月に 1 回以上）、システム稼働状況及びデータバックアップ状況等の確認を行うこと。その際、作業報告書を提出すること。
- 7.7.6 システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を遅滞なく行うこと。
- 7.7.7 システムの不具合が、本稼働後に発見された場合、無償で是正措置を行うこと。
- 7.7.8 本システムの運用終了時（または契約終了時）には、個人情報等のデータ漏洩を完全に防止するため、本システムのデータを保存したすべての記憶媒体（HDD および SSD 等）に対し、本市職員立会のもとで確実な物理的破壊を行うこと。また、作業完了後は速やかに、作業写真等を添付した「物理破壊証明書（データ消去証明書）」を本市へ提出すること。

7.8 納品

- 7.8.1 業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、文書データを CD-R 等の電子媒体に格納し、1 枚にまとめて納品すること。

- (1) 目的物引渡書（1 部）

- (2) 業務完了届書 (1部)
- (3) 操作マニュアル (1部：電子媒体)

7.8.2 納品場所はあま市役所内とする。

7.9 納品物検査

- 7.9.1 本業務で調達するシステム及び機器等が、本市の要求する機能および性能を実装していることを確認するため、本稼働前に本市職員立ち会いのもと納品物検査を実施すること。
- 7.9.2 本業務契約締結後、受託者は速やかに、本仕様書および「システム機能要件一覧表 (別紙2)」に記載された必須機能および性能が実装されていることを、構築された本システムの実画面上で説明し、証明すること。その際、未実装であると指摘された事項については、納品物検査までに実装を完了すること。
- 7.9.3 本市契約規則を含む法令等への違反、または納品物検査時に本仕様書及び機能要件一覧表で求める必須機能・性能の未実装等の事実が判明した場合は、契約相手方としての資格を喪失するものとする。

7.10 その他注意事項

- 7.10.1 本業務では、秘匿性の高い情報を含む提供資料があるため、その取り扱いについては十分留意すること。なお、個人情報が含まれるデータについては、紙媒体、電子記録媒体を問わず庁外への持ち出しを禁止し、現地での取り扱いに限定すること。
- 7.10.2 打合せ協議など、本市職員の立ち会い等を必要とする作業は、原則としてあま市の休日を定める条例 (平成22年条例第2号) 第1条に規定する日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間で実施すること。ただし、本市職員が認めた場合に限り、例外的な対応を行うことができる。
- 7.10.3 本事業で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、本市に帰属すること。
- 7.10.4 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。
- 7.10.5 受託者は、本業務において知り得たすべての情報を本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。また、そのための必要な措置を講じるものとし、契約終了後も同様とする。
- 7.10.6 本仕様書において、明示されていない事項または疑義が生じた場合、その都度、本市担当者と協議すること。

8. 調達物品

8.1 調達物品は以下のとおり

項番	物品名	数量	仕様等
1	Windows Server 2022	1	8.2 参照
2	無停電電源装置	1	8.2 参照
3	バックアップ機器	1	8.2 参照
4	バーコードリーダー	1	8.2 参照
5	避難行動要支援者管理システム	1	別紙 2 参照
6	ゼンリン地図 Zmap-Town II (または同等品) あま市版	1	2 ライセンス
7	システム環境構築作業	1	
8	既存データ移行作業	1	
9	機器設定及び設置作業	1	
10	操作研修	1	
11	システム稼働に必要なその他物品等	1	

8.2 機器及びソフトウェア等の仕様条件は以下のとおり

8.2.1 Windows Server

項目	仕様
メーカー	不問
形状	ラック型 (1U)
OS	Windows Server 2022
CPU	Xeon プロセッサ E3-1220v6 (3GHz/4 コア/8MB) 以上
メモリ	8GB 以上
ストレージ	HDD 500GB×2 (RAID1 構成) 以上または SSD 480GB×2 (RAID1 構成) 以上
ドライブ	DVD-ROM ユニット
保証	5 年間保証

8.2.2 無停電電源装置

項目	仕様
メーカー	不問
容量	750VA 以上
保証	5 年間保証

8.2.3 バックアップ機器

項目	仕様
メーカー	不問
形状	ラック型 (1U) または外付け HDD 等
容量	500GB 以上
保証	5 年間保証

8.2.4 バーコードリーダー

項目	仕様
メーカー	不問
形状	ハンディータイプ
インターフェース	USB

8.2.5 避難行動要支援者管理システム

「システム機能要件一覧表 (別紙 2)」を参照すること。

8.2.6 ミドルウェア及びライセンス等

システム稼働に必要なミドルウェア及びライセンス等 (5 年間分) とすること。

8.2.7 操作研修

5 年間分(随時対応)の操作研修費用を見積もること。

9. その他提出物等

9.1 以下の書類を提出すること

- (1) システムが本仕様や機能要件等を満たさない場合、その事項及び要求を満たす旨の説明書。
- (2) 提案時点において市が要求する必須機能及び性能を実現できない場合は、契約締結までに「システム機能要件一覧表 (別紙 2)」の要件を満たすことを証明する技術的資料、開発計画書及び履行誓約書。